

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3、4号機(517))」

2. 日時：令和2年5月29日 13時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

仲管理官補佐、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官◎

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他10名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、令和元年11月15日に申請された、玄海原子力発電所3、4号炉の工事計画認可申請書（安全保護計装盤）について、資料に基づき説明がなされた。

(2) 原子力規制庁は、九州電力からの説明に対し、以下の主な点について説明を求め、それらを含めて引き続き確認することとした。

- ・火災防護に関する説明書において定義している「火災防護対象機器」、「火災防護対象機器等」及び「火災防護を行う機器等」について、火災防護審査基準との関係を説明すること。
- ・溢水影響に関する評価において、溢水源及び溢水量等について具体的に説明すること。
- ・安全保護系の信頼度評価における支配的因子について説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・補足説明資料2 設計及び工事計画認可申請書に添付する書類の整理について

以上